

セーフティネットサービス利用規則(相談窓口)

第1条 (本サービスの内容等)

- 1 会員及びその配偶者、被扶養者、同居の親族は、乙が設置した相談センターの相談員(カウンセラー)による無料での悩み事相談及びカウンセリング(電話、eメール、及び面談)を受けることができます。ただし、面談による相談及びカウンセリングを希望する場合は、内容にあった相談員を指定する都合上、事前に電話で相談してからとします。
- 2 面談による相談(カウンセリング)は対面による方式又はZ o o m等によるW e b面談が可能で、申込者と相談の上、手段を決めて実施します。又、面談に際しては面談同意書の提出をお願いする場合があります。
- 3 相談員が乙の提携する弁護士又は税理士(以下「専門家」という。)による相談又はカウンセリングの必要ありと判断した場合であって、会員が希望するときには、会員は、乙から必要な専門家の紹介を受け、無料で相談を受けることができます。
- 4 年1回を超えて専門家によるサービスを希望する場合は、当該専門家と会員の協議により、会員が2回目以降必要となる費用を負担するものとします。

第2条 (利用上の細部規則)

- 1 相談センターからの返信は、2営業日以内とします。
- 2 多数会員の共同利益のため同一会員による専門家の利用回数は年1回とします。
- 3 社会通念上、相談回数が極めて多い会員の相談は、利用回数を制限する場合があります。
- 4 会員と当該会員の会費を支払う法人との間のトラブルにおける専門家の利用は、サービスの対象外となります。
- 5 相談の対象は、個人の生活上の悩み全般です。経営上の問題、法律に触れる相談などは、対象外となります。

第3条 (守秘義務)

- 1 相談内容等の個人情報に関しては、乙に守秘義務があります。

以上